

# 「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う条例改正等に関する パブリックコメント（意見募集）について

「個人情報の保護に関する法律」の改正に対応するため、「(仮称)武蔵野市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、合わせて関連する条例の整備を行うにあたり、市民等のご意見を聴くため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

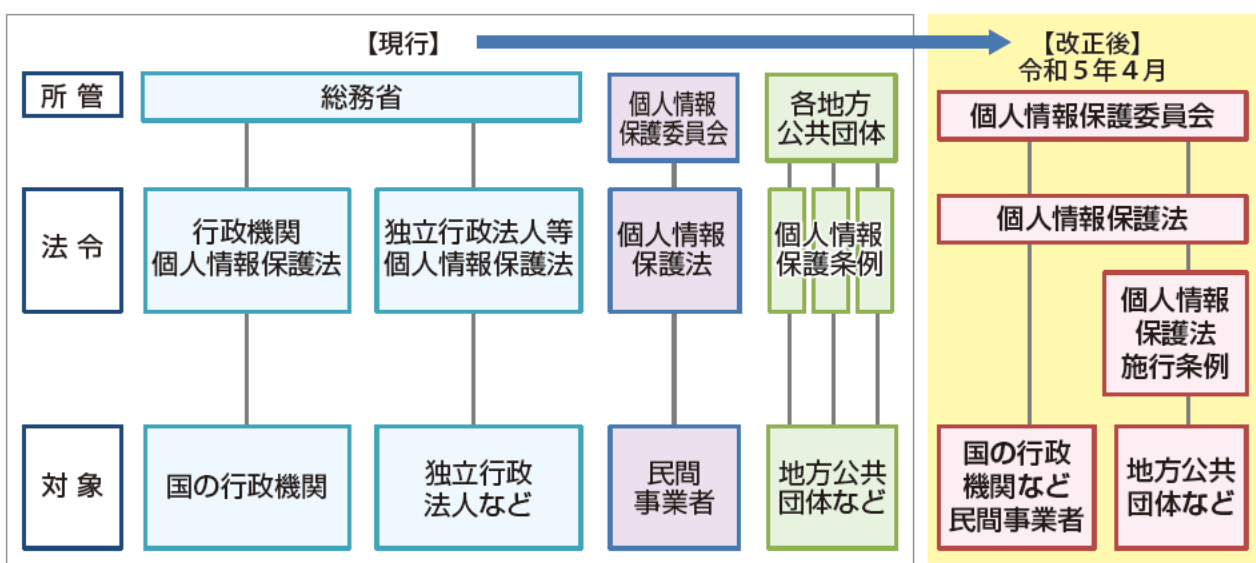
## 1 「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う本市としての対応

令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）により「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）が改正されることになりました。従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者での個人情報の取扱いについては、各機関を対象にして制定された法や条例等により保護等が行われてきましたが、これらの法令や条例等が改正された保護法（以下「改正保護法」という。）に一本化されることになりました（下図参考）。

この改正により、地方公共団体は、令和5年4月1日から、改正保護法の規律に従い個人情報保護を行っていくこととなります。その対応として、本市は、現行の「武蔵野市個人情報保護条例」（以下「市保護条例」という。）を廃止し、法の施行に関して必要な事項として、改正保護法で委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を規定する「(仮称)武蔵野市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定します。

関連する条例及び規則の整備等に適切に対応し、現行の市保護条例の基本的理念を後退させることのないよう、個人情報の保護を適正に行います。

### 個人情報保護制度の一元化



## 2 現行の市保護条例と改正保護法との相違点及びその対応

現行の市保護条例と改正保護法の相違点と、改正保護法施行後の対応の方向性については、「(別紙)市保護条例と改正保護法との相違点及び対応の方向性」のとおりです。

## 3 新たに整備する条例及びその内容

### (1) (仮称) 武蔵野市個人情報の保護に関する法律施行条例 (以下「市法施行条例」という。)

改正保護法の施行に必要な事項として、改正保護法で地方公共団体の条例に委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を定める条例で、主な事項は次のとおりです。

#### ① 個人情報ファイル簿及び保有個人情報取扱事務届出書

現在、市の個人情報を取り扱う事務については、「保有個人情報取扱事務届出書」を作成して公開していますが、改正保護法により、本人の数が1,000人以上の個人情報ファイル<sup>(※)</sup>については、新たに「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することになります。市法施行条例では、市独自に、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても個人情報ファイル簿を作成することを定め、順次、保有個人情報取扱事務届出書から個人情報ファイル簿に移行するものとします。

(※) 個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものを指します。

#### ② 保有個人情報の開示請求における不開示情報

市が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の開示請求における不開示情報<sup>(※)</sup>については、「武蔵野市情報公開条例」(以下「市情報公開条例」という。)の非開示情報<sup>(※)</sup>との整合性を鑑み、改正保護法の不開示情報ではなく、市情報公開条例の非開示情報に合わせる規定を設けます。

(※) 開示請求において開示できない情報を、改正保護法では不開示情報といい、市情報公開条例では非開示情報といいますが、内容は同じものです。

#### ③ 保有個人情報の開示請求に係る手数料

改正保護法により、保有個人情報の開示請求に係る手数料を、市法施行条例で定める必要があります。市では、この手数料を無料とし、写しの交付を行う場合には、写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担とし、現行の市保護条例と同様の取扱いとします。

#### ④ 個人情報保護に関する審議会への諮問

市の個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、別に条例で定める審議会に諮問することができる規定を設けます。

### (2) (仮称) 武蔵野市特定の死者情報の開示に関する条例

市保護条例では、特定の死者(被相続人)に関する情報(例:給付済みの〇〇給付金に関する記録)について遺族(相続人)から開示請求があった場合、開示請求を受け付けておりますが、改正保護法における個人情報の定義は、「生存する個人に関する情報」となるため、特定の死者の情報に関する開示請求は、当該情報が生存する遺族の個人情報でもある場合に限られ、それ以外の情報については、開示ができなくなります。

市が保有する特定の死者の情報に関して、市保護条例の取扱いを維持するため、市独自に必要な事項を定めます。

### (3) (仮称) 武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例

開示請求等に対する開示決定等を不服とする審査請求があった場合に、市からの諮問により、開示決定等の妥当性に関して審査を行う「武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会」(以下「市審査会」という。)を設置していますが、現行の規定を整理したうえで、「(仮称) 武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会条例」を新たに制定し、設置、組織及び所掌事項について定めます。

### (4) (仮称) 武蔵野市個人情報保護審議会条例

これまで、市保護条例において、特に配慮を要する個人情報(以下「要配慮個人情報」という。)の新たな取得、本人以外からの個人情報の取得並びに個人情報の目的外利用、外部提供、電子計算組織による処理及び電子計算組織の結合を行う場合は、市保護条例で定める武蔵野市個人情報保護審議会(以下「市審議会」という。)に個別の事案ごとに諮問を行い、その答申に基づき保護を実施してきました。

改正保護法により、このような典型的な事項については、市審議会に諮問することができなくなりますが、「(仮称) 武蔵野市個人情報保護審議会条例」を新たに制定し、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認められる場合に行う諮問や、開示請求や個人情報の取扱い状況を審議する機関として、設置、組織及び所掌事項について定めます。

## 4 その他

### (1) 行政機関等匿名加工情報<sup>(※)</sup>の提供制度の導入の見送り

改正保護法により、都道府県及び指定都市では行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入が義務化されますが、政令指定都市を除く市町村での導入は任意であり、導入にあたっては慎重な検討を要すると考えられるため、行政機関等匿名加工情報の提供制度については、当面、市法施行条例には規定せず、制度の導入は見送ります。

(※) 個人情報に措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報を匿名加工情報といい、行政機関等匿名加工情報は国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体において、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報を行います。

### (2) 武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例(以下「市特定保護条例」という。)の廃止

地方公共団体が特定個人情報<sup>(※)</sup>に関して条例を制定する根拠となっていた「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)が、整備法により改正され、市特定保護条例に規定していた内容は、改正された番号法における改正保護法の読替規定により適用されることとなるため、市特定保護条例については、廃止します。

(※) 個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報

## 5 今後のスケジュール

令和4年9月1月から22日まで：パブリックコメントの実施

令和4年10月：パブリックコメントの意見集約

令和4年9月から11月まで：市法施行条例案等の作成

令和4年12月：市法施行条例案等の議案の武蔵野市議会への上程

令和5年4月：市法施行条例等の施行

## パブリックコメント募集

この「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例改正等に関するパブリックコメント（意見募集）について」へのご意見を募集します。ご意見は次の方法でご提出ください。

ご提出いただいたご意見の内容は、個人情報を除き原則公開します。

- 募集期間 令和4年9月1日（木）から9月22日（木）まで（必着）
- 資料の配布 市民活動推進課、市役所1階案内、各市政センター・  
・閲覧 コミュニティセンター・図書館。市公式ホームページに掲載
- 提出方法 ①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④ご意見を明記し、郵送・ファクス・  
電子メールまたは直接持参でご提出ください。
- 提出先 市民部市民活動推進課情報公開担当（武蔵野市役所西棟7階）  
住所：〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28  
電話番号：0422-60-1809 ファクス番号：0422-51-2000  
Eメール：OFC-JYOUHOUKOU@city.musashino.lg.jp